

平成24年第1回（1月）
農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所

平成24年1月20日(金)

開会 10時00分 閉会 11時05分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 委員の定数 15名

出席委員数 14名

欠席委員数 1名

出席委員の氏名

是木 輝義

瀬口 勝美

和才 直俊

岡 万寿夫

土屋 豊一

守口 正典

高原 孝幸

賀部 正直

豊田 和義

石丸 茂信

矢頭 道雄

恒成 一治

若山 清敏

是木 則幸

欠席委員の氏名 奥家 信弘

4. 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書について 1件

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について 1件

議案第3号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の承認について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 梶 秀治

事務局職員 和才 薫

6. 会議の概要

事務局長 委員の皆さんおはようございます。ただ今より平成24年第1回総会を開催いたします。

なお、本日は奥家委員より都合により欠席との連絡をいただいておりますので委員14名での開催となります。

それでは、開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 改めまして皆さんこんにちは、また、本年もよろしく申し上げます。

それでは、ただいまから平成24年第1回総会を開催いたします。
まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には矢頭委員、恒成委員のお二人を指名いたします。

会 長 それでは、議事に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 資料内容を朗読・説明

会 長 それでは、地元委員の恒成委員さん、申請地の状況など何か補足説明がありましたらお願いします

恒成委員 この件については、本人に確認もいたしましたが、特に問題はないと思います。

会 長 恒成委員並びに事務局より説明並びに報告がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします
(特に質疑なし)

それでは、議案1号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

では、議案第1号については承認することと決めます。

続いて、「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 資料内容を朗読・説明

特に、隣地承諾未同意、排水放流協議書未添付の理由及び関係者への事情聴取内容については議案に貼付した経緯書を朗読し客観的な視点からの審議を願った。

会 長 それでは、地元委員の恒成委員さん、申請地の状況など何か補足説明がありましたらお願いします

恒成委員 幹線道路の直ぐ横であり、放置田に近い状況であるため当地が宅地になることは自分としては良いと思います。ただ、ここは初めの立会いは去年の4月だったが、自分も立会いました。最初は承諾しこれで済んだかなと思っていたら、隣地の方からいろいろ苦情が出てきて、資料に書いてある通り中川理事さんのところにきて苦情をいったりと、1回承諾したらOKということではなく家族で協議して考えが変わることもよくあるようで最終的な結論に行き着いてないように思えます。

会 長 恒成委員並びに事務局より説明並びに報告がありました。実情として双方收拾がつかなくなっているようでございます。ただ、過去の経緯がいろいろあるようでございますが、いまからご審議いただく内容は現状でこれからどうあるべきかに主点を置き、ご検討、ご協議を願います。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします

- 賀部委員 現状は本流のダンパー閉めると逆流すると確かに聞いていますので、本流のダンパーの位置を少し上流に変えれば、逆流することも無くなるのではないのでしょうか。
- 若山委員 西側の水路敷きにU字溝を設置するとのことですが、宅地造成するところまでなのか、どこまで設置するのか？
- 事務局 町、産業建設課の水路管理者としての指導にて、今回造成地の方が水路敷を取り込んでいたということが今回判明したので、造成地の下流部の残りの水路敷きについて、以前の形への原型復旧を指導したところ、そこもU字溝の設置を計画しているとのことでした。
- 若山委員 はいわかりました。流末はどうなっていますか
- 事務局 水路はそこで終わっており、西側の田への水口があるのと、そこから東の県道へ向かい先程3条申請のあったYとH氏の田に公図にはない素堀の水路があり県道側溝へ続いています。ですので、現場はK氏が言うように本流水路から逆流した場合はYとH氏の田を経由してK氏の田に流れ込むこともあろうかと思われま
- 瀬口委員 話を聞いてたら、K氏の田は落口がないのですか
- 事務局 K氏に聞いた話では、隣接した水路がないので、さらに西側の田へ引越しにて水を落とさせてもらっているようです。
- 恒成委員 本来、県道へ向かうのは排水なのだが、水が逆流して取れるので、取れるところからとって何が悪いのか、また、あるときは逆流して排水がしにくいという、全てがうまくいくことは無いのだが
- 和才委員 私も以前当田をつくってあげていた時期があるんですが、その時も色々水の取り方でもめていたが、Y氏（故N氏）側もK氏への水路を取り込んでいたこともあり、また、土掘の水路であったため掘り方によりどちらに流れるのかよくわからない面があった。
- 恒成委員 私もY氏の田を耕したことがあるが、アロエ薬局側からも水が入り、排水が溜まりどぶどぶ状態だったことを記憶しています。
- 和才委員 賀部委員が言うように本流のダンパーの位置を変えるのも一案かもしれないですね
- 事務局 ダンパーの件ですが、仮に手前に設置しても、現在地部のところもそこから水を取る田がありますので、撤去しない限りは状況は変わらないと思われま
- 会長 なにか、円満にまとまるような案は無いですでしょうか
- 瀬口委員 現状は、K氏はそこから取水、排水を行っているということであり、そこに今回の排水が流れこむというのが問題なんですね、アロエ薬局の方から本当に水はいつているのか。
- 和才委員 それは間違いのない、上流もしっかり水路があり、Y氏が取り込んでいた水路を今回U字溝を設置するとのことなので、流れてく

るはず。その代わり、流れていった水は本流水路に流れきらなければ、殆どがK氏の田に流れこむようになるだろう、また、資料にあったようにK氏は転用しての宅地排水が流れ込むと苦情をいっているようだし、確かに流れこむだろう。

瀬口委員
事務局

そうならば、K氏は田が作れないことにもなるな

この件については4月からの案件であり、申請者から隣地同意の件で再三相談を受けています。その中で、協議の席についてもえ、どう防除計画を立ててよいものか色々検討していたようです。申請者は、是非転用の許可が欲しいようでもあり、農業委員会にて良い案やご指摘、ご指導があれば最大限の検討をしたいとの申出もあっていますし、申請者の検討案として、経費はかかるが、隣地農地へ支障なきよう独自の配管により、県道を横断し本流水路への経路、または、アロエ薬局の北側の里道、水路用地を占用させていただき町道を横断し川食側の側溝へ流すとの経路も検討しているようです。

若山委員
事務局

字図の〇〇〇番の田はどこから水を取っているのか、〇〇〇番からの引越しではないのか

地元からの聴取ないようですが、その他はゼンリンでみた渡辺宅の北側に水路があり、西側の田を経由し、更に西側の黒川水路に流れており、K氏の田（〇〇〇番）からの取り口も見たところ無いようです。

会 長

「色々なご意見が出されたようでございますが、集約いたしますと、排水処理経路について申請どおりの計画内容では周辺農地に対する防除措置が不十分では、とのご意見が多いようでございます。この案件は、事務局から説明がありました通り隣地承諾が当事者同士の十分な意思疎通といえますか、協議が出来ない状況下での申請のようであり、事務局に聞くところによりますと、申請者より防除計画について不備等があり農業委員会よりご指摘・ご指導事項があれば最大限の措置を図りたいとの申出もあっているとのことでございます。単純に是非の判断をするのは難しい案件と思われますので、排水経路につきまして、事務局より再度、申請者へ確認していただき、隣接農地へ直接排水が流入しないような、独自の配管案を設置するよう計画の見直しが可能ならば、それが最良の対処ではないかと考えますので、申請者がそうすることになれば承認の判断、あくまでもこの計画どおりということであれば不承認の判断とするということではどうでしょうか

事務局

そうなりますと、具体的には県道を横断して独自配管を水路までつなげるという案と川食側の側溝へ独自の配管をつなげるという2つの案になるかと思いますが、申請者がいずれかの対策を講じる場合は承認ということではよろしいでしょうか。また、その場合には再度委員会を開催するのも時間的な余裕がありませんので、会長及び事務局に一任させていただき、次回委員会に

て報告とさせていただきたいのですがよろしいでしょうか

(異議なし)

会 長 では、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」は排水経路を見直すことを条件とし承認するという事でよろしいでしょうか。

(異議なし)

つぎに、「議案第3号、農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の承認について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 農業委員会委員選挙の選挙人名簿の調製については、農業委員会等に関する法律施行令第3条により、農業委員会委員の選挙権を有する者は毎年1月1日現在により申請書を農業委員会を經由して選挙管理委員会に提出し、施行令第3条第2項の規定により、農業委員会が審査、判断を行う、となっておりますので、本委員会の承認を求めらるものであります。

会 長 事務局より説明がありました。

選挙人名簿登載申請書について地元委員さんのお手元にありますので、見ていただきたいと思います。地元委員さん、何かありますか。

(質疑なし)

それでは、この件につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 では、議案第3号に関しましては承認することと決めます。その他の項で事務局から何かありますか？

事務局 特にありません。

会 長 本日の議事はすべて終了しましたが、各委員の皆さんから本日の議案以外で何かございませんか？ないようでしたら、次回の委員会の日程ですが、事務局お願いいたします。

事務局 次回は2月10日(金)10:00から当会場を提案しますがどうでしょうか

(異議なし)

会 長 それでは、これをもちまして平成24年第1回総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。

11時05分 閉会